

民間委託推進計画の概要

1 計画策定の趣旨等

改訂第3次岡山県行財政改革大綱に掲げる「スリムで効率的な県庁」の実現に資するため、民間委託の一層計画的な推進を図るために策定

計画期間は、改訂第3次行革大綱の推進期間に合わせ平成21年度まで

2 民間委託推進の考え方等

民間の効率性や専門的な技術力等を活用することによって、県民ニーズに柔軟に対応した行政サービスをより効率的・効果的に提供することが期待できることから、民間の能力、活力を積極的に活用することを基本に、個別業務について委託の適否を十分検証しつつ、民間委託のさらなる拡大に取り組み、民間活力の積極的な導入を進める。

3 民間委託を進める業務等

今後民間委託を進める業務を具体的に抽出するため[事務事業の総点検](#)を行うとともに、総務事務の集中化や直営施設への指定管理者制度導入の検討等を行った。

民間委託を進める業務は、[別表](#)（推進計画P8～）のとおり。

給与、旅費計算をはじめとしたいわゆる総務事務については、平成19年4月を目途に設置する集中化組織において一括処理を行い、派遣労働者の活用により効率化を図る。

[参考資料1](#)（推進計画P12）参照

指定管理者制度を導入することとした直営施設は、次のとおり。

[平成19年4月導入]

吉備高原都市センター区広場、県立美術館、自然保護センター、生涯学習センター、県立図書館、県立博物館

[平成20年4月以降導入]

天神山文化プラザ、港湾施設、渋川青年の家、青少年教育センター閑谷学校

4 さらなる民間活力導入に向けた取組

市場化テストの導入に向けた取組を積極的に進める。

なお、実際の制度運用に当たっての課題等について十分検証を加える必要があることから、モデル的に導入し適切かつより有効な制度運営を検討した上で、対象業務の拡大を目指す。

民間委託を行う業務は、今後とも毎年度実施する「一般事務事業評価」等においてその拡充を検討するとともに、ESCO事業など民間の能力を活用する新たな事業手法、仕組みについて幅広く検討を行う。